



特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 20日

（宛先）高崎市長

提出者

住 所 群馬県高崎市西横手町111番地

氏 名 ルネサス セミコンダクタ

マニファクチュアリング(株)高崎工場

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 027-360-2736

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ルネサス セミコンダクタ マニファクチュアリング(株) 高崎工場
事業場の所在地	群馬県高崎市西横手町111番地
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	2814（集積回路製造業）
②事業の規模	99億円/年
③従業員数	345人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1のとおり

（日本産業規格



(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】別紙 - 2 のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	全 処 理 委 託 量	— t	— t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	再生利用業者への 再 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者への 認 定 熱 回 収 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱 回 収 を 行 う 業 者 へ の 処 理 委 託 量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		

(第5面)

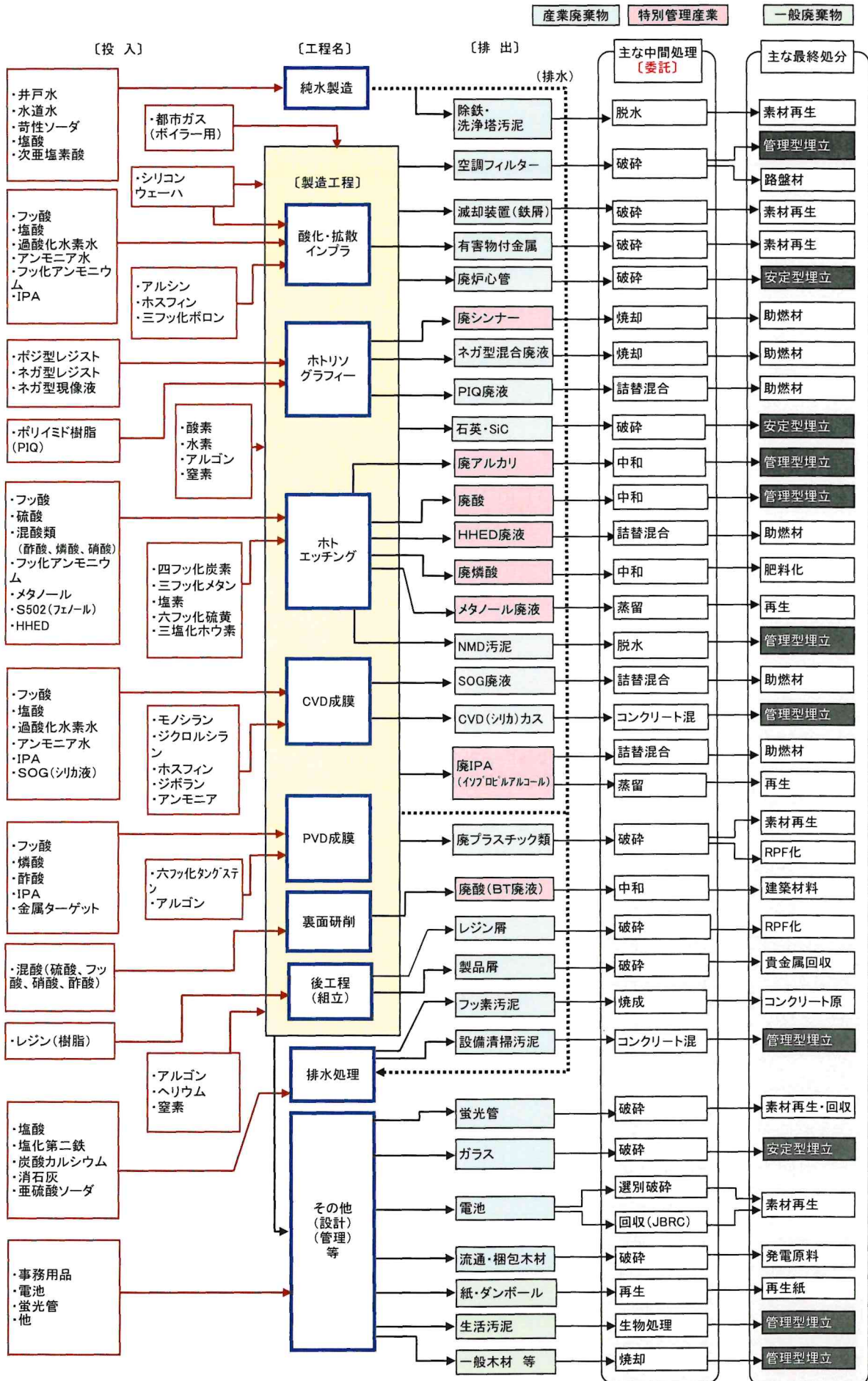
②計画	【目標】別紙－2、別紙－3、5.のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	全 処 理 委 託 量	— t	— t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	再生利用業者への 再 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者への 認 定 熱 回 収 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 認 定 熱 回 収 を 行 う 業 者 へ の 処 理 委 託 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】別紙－2のとおり		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル 廃棄物を除く。)	—	t
※事務処理欄	(今後実施する予定の取組等) ・特別管理産業廃棄物処理実績報告書のとおり、廃棄物については全 て電子マニフェストで対応しています。 ・再生利用が可能である廃棄物については再生利用業者へ処理委託を する。 ・優良認定処理業者から選定する。		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物の海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にとっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

投入材料等と廃棄物の一連の処理の工程

集積回路の製造は、ショップ方式による工程フローであるため、概念図を示す。また、投入する化学物質等の種類及び廃棄物に対応する処理ルートの代表例を記載する。尚、有価売却のルートは除く。



特別管理産業廃棄物排出量等の現状と計画

- ①現状・実績；令和6年度実績
 ②計画・目標；令和7年度目標
 ・特別管理産業廃棄物の種類において排出量が1kg/年以上100kg/年以下の場合は0.1ton/年とする。

届出様式	区分	項目	当該事業所より排出等の実績あるいは計画のある特別管理産業廃棄物の種類 (単位:ton/年)												合計	
			廃油		汚泥		廃酸		廃酸 (有害物質)		廃アルカリ		廃アルカリ (有害物質)			
			①現状 【実績】	②計画 【目標】	①現状 【実績】	②計画 【目標】	①現状 【実績】	②計画 【目標】	①現状 【実績】	②計画 【目標】	①現状 【実績】	②計画 【目標】	①現状 【実績】	②計画 【目標】		
(第2号)	特別管理産業廃棄物産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	排出量	50.4	64	0.0	0	56.5	82	0.0	0	0.0	0	0.0	0	107.0	146
		これまでに実施した取組	別紙-3、3.(3)のとおり													
		今後実施する予定の取組	別紙-3、3.(4)のとおり													
	特別管理産業廃棄物の分別に関する事項	分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組	別紙-3、4.(1)のとおり													
		今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組	別紙-3、4.(2)のとおり													
(第3号)	自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		これまでに実施した取組	-													
		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項	今後実施する予定の取組	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(第4号)	自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		これまでに実施した取組	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		今後実施する予定の取組	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(第5号)	自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		これまでに実施した取組	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項	今後実施する予定の取組	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		全処理委託量	50.4	64	0.0	0	56.5	82	0.0	0	0.0	0	0.0	0	107.0	146
(第6号)	特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項	優良認定処理業者への処理委託量	50.4	64	0.0	0	56.5	82	0.0	0	0.0	0	0.0	0	107.0	146
		再生利用業者への処理委託量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		認定熱回収業者への処理委託量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		これまでに実施した取組	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

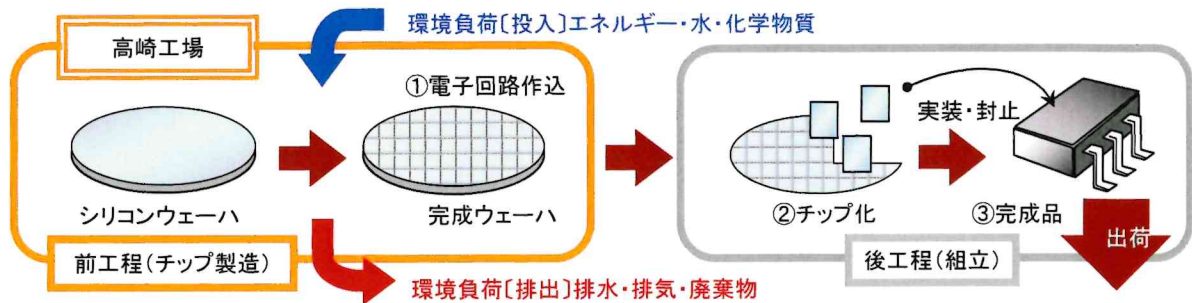
- (注1) 容器、材料等の場内循環再利用は含まない。
 (注2) 納入容器の返却・再利用は含まない。
 (注3) 有価廃棄物は含まない。

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画補足資料

[特別管理産業廃棄物に適用する]

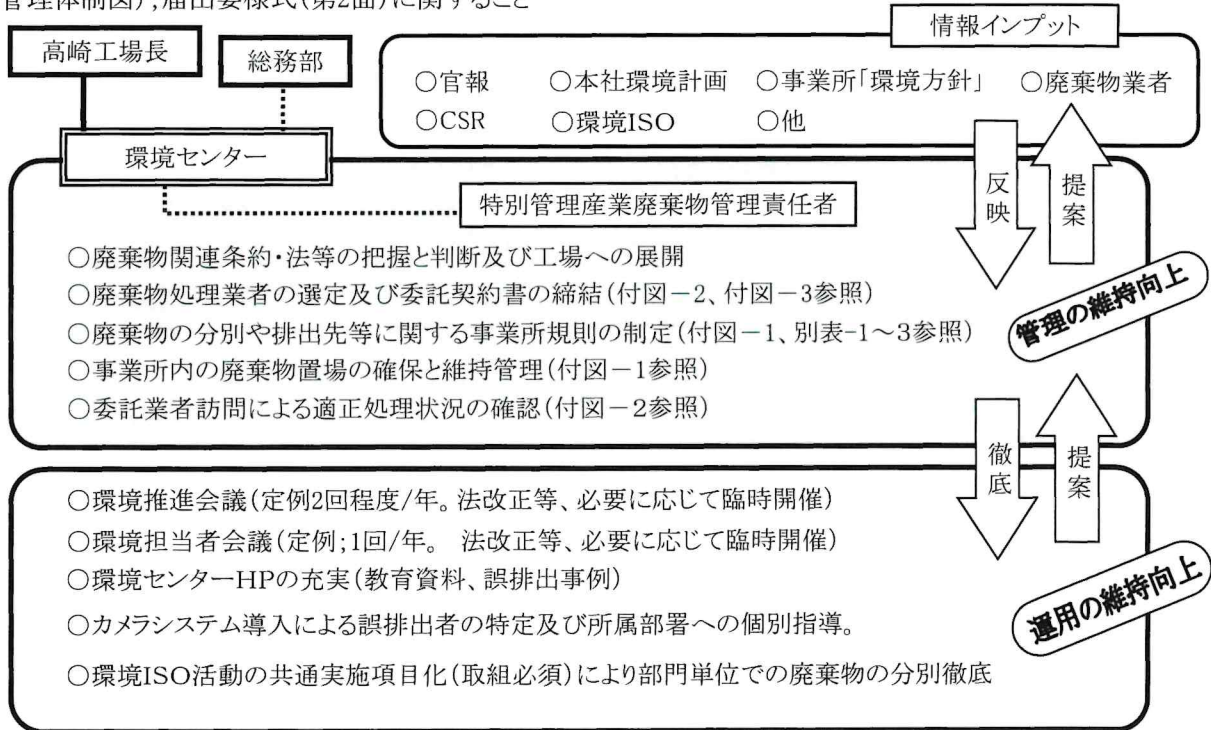
＊本文中の「産業廃棄物」とは特別管理産業廃棄物を含むものとする。

1. 当該事業所において現に行っている事業に関する事項
- (1) 届出様式(第1面)④産業廃棄物の一連の処理の工程:別紙-1参照
- 現業事業:半導体製品製造の概要

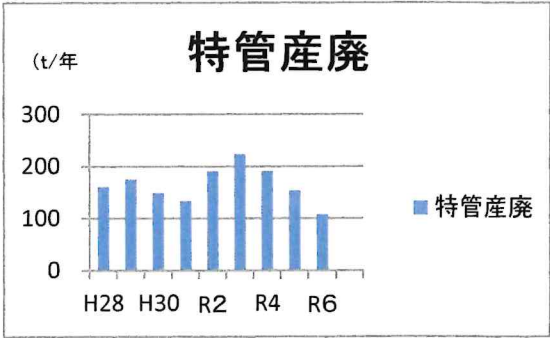


2. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
- (1) 当工場の産業廃棄物の管理及び委託は環境センターが実施。

(管理体制図);届出要様式(第2面)に関すること



3. 特別管理産業廃棄物の抑制に関する事項
- (1) 令和6年度の特管理産業廃棄物排出量は廃油、廃酸の利材化(有価物買取)が減少と生産減により107トン/年で、令和5年度の排出量より46t減少した。
- (2) 特別管理産業廃棄物排出量は生産量に依存するが、当工場としては購入材料削減と有価物化を中心に推進しているが近年では有価物としては厳しい状況。特別管理産業廃棄物排出量のトレンドは[図-1]のとおり。



[図-1] 産業廃棄物と有価物の発生量推移

(3) (これまでに実施した取組);届出様式(第2面)に関すること

●;特別管理産業廃棄物

具体的な取組内容			効果		
			実施年度	廃棄物の種類	産廃削減量
①	薬液交換頻度の低減に	シリコンエッチング液	H22年度～	●廃酸	0.2トン
②	よる廃棄物低減	レジスト剥離液	H22年度～	●廃油	0.2トン
③	製造ラインの一部(第一ライン1F)の更地化		H21年度	●廃油	46トン
④	製造ラインの一部(第一ライン2F)の更地化		H24年度	●廃油	62トン
⑤	有機薬品の利材化		H25年度	●廃油	50トン
⑥	製造ラインの一部(第一ライン3F)の更地化		H26年度	●廃油	30トン

(4) (今後実施する予定の取組);届出様式(第2面)に関すること

具体的な取組内容		実施目標	廃棄物の種類	目標産廃削減量
①	地道な薬品使用量の削減の積算	H28年4月～	廃油等	6トン/年

4. 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

(1) (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組);届出様式(第2面)に関すること

付図-1、別表-1～3参照。

(2) (今後分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組);届出様式(第2面)に関すること

1) 条約や法、条例等に変更が無い限り、現行の分別を維持する。

5. 令和7年度の目標値の設定

(1) 目標値は、基本的に前年度(令和5年度)実績から5%削減とした。

(大幅な削減計画が無いために、プロセスの改善等による合理化削減分のみ)

区分	種 類	R6目標	R6実績	R7目標	目標の根拠
特 管 産 業 廃 棄 物	廃油	64	67.2	64	
	汚泥	0	0.0	0	
	廃酸	81	85.4	82	
	廃酸(有害物質)	0	0.0	0	
	廃アルカリ	0	0.0	0	
	廃アルカリ(有害物質)	0	0.0	0	
	感染性産業廃棄物	0	0.0	0	
	合計	145	153	146	5.(1)項による